

野宿生活者巡回相談における面接者状況報告が明らかにした事

増え続ける野宿生活者、対策は『野宿生活の手引き』の発行？

8月29日に開催された「第7回大阪市野宿生活者(ホームレス)対策に関する懇談会」で、大阪市内で野宿生活者への巡回相談をおこなっているチームが把握した数字が発表された。

平成11年8月から平成14年7月末までに面接した人の数は、5730人(再面接は除く)、1ヶ月あたりの面接者は約164人(35ヶ月で計算)。

面接の時点で野宿期間が1年未満は、1536人、1ヶ月あたりでは約44人、一年間では528人増え続けていることになる。すべての野宿生活者と面接できるわけではないから、本当はもっと多いと考えられる。

自立支援センターの数字も一緒に資料として配られたが、それによると、開設以来(平成12年末～平成14年7月末)の入所者総数は、1117人、20ヶ月で割ると、1ヶ月あたり約56人の

入所となる。

先の1年未満野宿数と単純に比較すれば、1ヶ月あたりでは野宿者数が12人減少していることになるはずだが、そうはならない。

自立支援センターに入った人は、必ず外へ出る。退所する人がすべて野宿から安定した生活へと移行する形で出るのであれば、野宿生活者は全体として徐々に減少に向かう。しかし、退所者の半数が野宿に戻っていると思われるので、1ヶ月あたり約28人、単純比較で減少数とした12人の倍近くが再野宿となっていることになり、野宿者数は増え続けていることになる。

巡回相談員の行動範囲からは、釜ヶ崎とその周辺が除外されているので、今検討している数字は、元々、大阪市全体の数字というには過小なものだ。

1998年の野宿者概数調査では、8660人であったが、現在の大阪市内の野宿者数は、少なめに見て1万1千人であろう。

自立支援センターを軸にした国の「当面の対応策」による野宿生活者対策では、野宿生活者が増えるばかりで減ることはないのは明らかだ。

就労を軸にした「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は成立したが、いまだ国の基本方針が出ておらず、厚生労働省のホームレス対策関連来年度予算概算要求(34億円)は「当面の対応策」を拡張するだけの内容に留まっている。巡回相談員の間では、「野宿生活者の手引き」を作らないと間に合わないとの声も。これでいいのか、大阪府、大阪市。野宿生活に馴化させることが対策か！

大阪府にひろがる野宿生活者

(大阪府野宿生活者実態調査報告書から)

大阪府が、大阪府立大学社会福祉学部都市社会福祉研究会に委託していた、大阪府下(大阪市を除く)野宿生活者調査の報告書によると、2001年3～6月の間に確認された野宿生活者は八四八名であったという。

野宿生活者分布

30人以上の市町村

堺市	237
八尾市	103
豊中市	68
守口市	48
泉大津市	44
東大阪市	42
枚方市	41
茨木市	34

八四八名の内、聞き取りができたのは四〇六名。以下に紹介する数字は、四〇六名を対象としたもの。

平均年齢は、五五・二歳で、女性は四・七%、野宿期間は一年以上が約8割。現在の社会情勢が続けば、毎年2割は増えると予想される。

八割が何らかの仕事をしており、ほとんどがアルミ缶集めなど。〇・六%(2人)だけ特別清掃というのがある。どうやって釜まで来ているのか心配になる。

大阪府下で野宿生活する仲間は、大阪市内から移動したものが多いうように想像しがちだが、実際には、大阪府下に居住していたが、野宿するにやむをえなくなり、大阪府下で野宿を開始した人が四六・一%占めている。野宿する以前に大阪市内で居住していて、現在府下に移動して野宿している人は、三五・四%と、一割ほど少ない。

これまでに通行人や若者などから、嫌がらせなどを受けたことがあるかという問いに、四五・八%があると答えている。嫌がらせを受けた場所についての記述がないので確かに言えないが、大阪府下でも安住の地は少ないようだ。

大阪府は、釜ヶ崎の労働問題について、釜ヶ崎の失業状況について、責任を取ることもいまだ充分になしえていないが、府下の市町村を指導して、野宿生活者対策を実施させる事にも努めなくてはならない。「法」によれば、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、就業の機会の確保と都道府県の実施計画は大阪府の責任なのだから。

近くに女性で野宿している人がいたら、
女性用のケアセンターを教えてあげてください。

生活ケアセンターが、8月からオープン。

緊急一時的に援護を必要とする女性(野宿生活者・DV等)や同伴児が、2週間を限度として利用できます。(定員20名)

相談窓口は、各区の福祉事務所、巡回相談員、その他実施機関(警察・クレオ大阪等)となっています。

2週間は短いですが、その間にゆっくりと次の相談ができるのが利点ということだと思います。

【ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)】=「配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者に対して身体的・性的・心理的攻撃を含む暴力を繰り返すこと」(=米国での一般的な定義)で、1)身体的暴力(殴る、蹴るなど)2)精神的暴力(脅す、ののしる、卑下する、無視するなど)3)経済的暴力(生活費を入れない・借金を重ねるなど)4)社会的暴力(手紙・電話の監視、行動の監視・制限、親兄弟・友人との付き合いを禁じるなど)5)性的暴力(強要、暴力的、避妊に非協力、浮気など)などに分けられています。(富山にある「なづな=女綱」のホームページから引用)